## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した2002 (平成14)年の日朝首脳会談以降、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ政府認定の12名をはじめとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままである。

これまで、北朝鮮は、我が国の主権ならびに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきた。2008(平成20)年8月には、日朝 実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行 うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続 いている。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、拉致被害者およびその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって国会および政府は、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、拉致問題を完全に解決するため、「日朝平壌宣言」の精神に立って、六カ国協議の再開など、さらなる国際協調を図るとともに、二国間での対話も進めるなど、全力で取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

摂 津 市 議 会